

『JGAP総合規則 農産2022』パブリックコメント対応表

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
1	指導員	全般	今回提供された「主要改正点一覧」では2017年版との差分が明確ではありません。変更点は沢山ありますが、説明が無かったり大きすぎたりしています。今後差分研修等を実施する際に必要になるでしょうし、また認定審査で認証機関に移行審査を繰り出す際には、この「主要改正点一覧」が頼りになりますので、正式発行の際にはもう少し差分とその改訂意図が分かるような資料をお願いしたいと思います。	-	総合規則の解説資料を準備する予定です。	-
2	認証機関	その他	「認証に関する報告事項の注意事項」との齟齬がでてくる箇所については修正いただきたい。また、これまでのように、総合規則より「認証に関する報告事項の注意事項」が優先されるという事は避けていただくようお願いいたします。	-	ご意見について、課題を改善するために今回改定いたします。	-
3	審査員	はじめに	”未来のあたりまえを、つくる、つなげる、ささえる”という表現とその下の説明とのつながりが良く分かりません。文章からは持続可能な農場経営を確立する＝つくる 消費者・食品事業者から信頼される＝つなげる のようにも受け取れますが(管理点と適合基準には書いてます)、ささえるという部分については見えてきません。具体的なイメージにつながる表現が欲しいと感じます。	-	理事会の意向により、「はじめに」については、新たなJGAPの目指す姿を明示することを目的に「理念」と統合し再構成しました。	○
4	指導員	理念	2016年版の「JGAP は人間と地球と利潤の間に矛盾のない農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指します。」が削除され、新たに「未来のあたりまえをつくる、つなげる、ささえる」に修正された点と、2016年版では対象を「日本及び東アジア・東南アジアの農場に向けて…」としていましたが今回削除されています。主要改正点一覧ではこの理念に関する説明がありません。この変更の意図を教えてください。	-	No3.に同じ。	○
5	認証機関	1.1 一般	本規則は、JGAPの運営全般について規定して、JGAPの運営主体である協会(CPO: 認証プログラムオーナー)をはじめ……として以下の修正を望みます。	3(25)	3.用語の定義(25)認証プログラムにおいて、協会はJGAPの認証プログラムオーナー(CPO)であることを示しています。ご意見を受けて、用語の定義を見直しました。  (25)認証プログラム 特定の規則および手順に関する開発、研修・教育、運用、審査、認証、認定等の一連の仕組みや適用する規則のこと。協会は JGAP の認証プログラムに最終的に責任を有する認証プログラムオーナー(CPO: Certification Program Owner)である。	○ 3(31)
6	認証機関	3用語の定義	定義に『栽培工程』『収穫工程』『農産物取扱工程』を加えて欲しい。	-	「栽培・収穫工程」、「農産物取扱い工程」の説明は9.2表2において説明しています。	-
7	審査員	3用語の定義	2016版では生産工程、栽培工程、収穫工程、農産物取扱い工程についての定義がありましたが生産工程の定義のみとなり他の工程については表2「認証の対象となる範囲」の中での定義となっており他の説明が無くなっています。一方「管理点と適合基準」の中の用語の定義では「農産物取扱い工程」についての説明がありますが総合規則から除いた理由は何でしょうか。特に総合規則2017では出荷(積み込み、運送、引渡)となっておりさらに所有権の移転、委託販売の場合は委託先へ引き渡すまでと明確にきさいがありました。JA出荷、直売所での販売、自社の軒先直売、宅配業者による運送委託などGAPで扱う範囲(終点)を明確にできることが重要と考えています。	-	ご意見を受け、『農場用 管理点と適合基準』に「栽培・収穫工程」、「農産物取扱い工程」、「仕上茶工程(茶のみ)」、「精米工程(穀物のみ)」の定義を追加します。	-

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
8	認証機関	3用語の定義	「農産物取扱い工程」の定義は残していただきたい。 農産物取扱い施設には実際は以下の①、②の通り二通りの考えがあると考えますので、②についても農産物取扱い施設となることが農家にも明確に分かるよう、「農産物取扱い工程」の定義は残した方がいいと思います。 ① 顧客が認証範囲とするか否か選択できる施設(調製作業所、選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場等) ② 認証範囲となっている①の施設を通過する、農産物の安全に関わるリスクのある施設(冷蔵庫、倉庫、保管施設、コンテナ倉庫等)	3(10) 3(29)	農産物取扱い工程は9.2表2に示される範囲となります。 ご意見を受け、以下の用語の定義を見直しました。 (10)施設 農場管理に使用するための構造物、建築物やその設備。施設には、倉庫、保管庫、農産物取扱い施設等がある。 (29)農産物取扱い施設 農産物取扱い工程、仕上茶工程、精米工程を実施する施設(調製作業所、選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場、保管庫等)。	-
9	認証機関	3用語の定義	農産との記載ながら、畜産の用語が点在している。	-	本規則は農産を対象としたものになりますが認証プログラムとして農産と畜産で共通で使用している用語は、共通化を図り掲載しています。	-
10	審査員	-	畜産を先に作ったので、これを共通事項にするといった安易な決め方をするのではなく、畜産と農産の共通事項を作るのであれば、マネジメントシステムのHLSのように議論をして作る必要があるのではないのでしょうか。	-	共通化されている部分につきましては農産・畜産で相互に調整を図りながら作成しております。	-
11	審査員 認証機関	3用語の定義	(5)外部委託 ①外部委託について:定義には、生産工程に関わる作業の一部と書かれています。以前、栽培の全工程の外部委託は認めない云々の話がありましたが、正式な文書として未だ明らかにされていません。今回の総合規則で、外部委託として認める範囲を明記してほしいです。 ②外部委託できる範囲は、定義の通り各工程の一部の作業というのが原則である。カテゴリーそのものをすべて委託している例があると思うが、それについて禁止したほうが適切に思う。	-	①総合規則では原則を規定しております。範囲について、総合規則の解説資料において例示します。 ②カテゴリーそのものを委託している例については、総合規則の解説資料に対応を記載します。	-
12	認証機関	3用語の定義	(7)サイト ①サイトの定義はASIAGAPに揃えていただきたい。ASIA→JGAPと変更する場合もあるので、考え方は統一した方がいいと思いました。ASIAGAPでは個別認証でも複数のサイト(距離が離れている等による管理体制が複数のサイト)が認められているが、JGAPでは統一された管理体制(ひとつの管理体制?)で個別認証複数のサイトが認められなくなっていますが、ASIAとJGAP同一にしない意味があるのでしょうか。 ②「この単位ごとに・・・」は、団体認証で役割分担をする際には矛盾が生じるのではないかと。	3(7)	①今後JGAPの改定をもとにASIAGAPの改定を行う予定です。管理体制が複数ある個別認証複数サイトは、団体認証との公平性や認証のあり方の観点から認められないと結論しました。 ①②のご意見を受け、「サイト」の定義を以下の通り変更します。 (7)サイト 統一された管理体制(同じ責任者に指示命令系統が統一され、認証範囲内の記録、出荷が集約されている管理体制のこと)をもつ審査の単位。農場、共同調整作業所、共同選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場をサイトとしてとらえることができる。	-
13	指導員	3用語の定義	(18)認証 「農場・団体およびその生産物がJGAP認証プログラムに適合しているかを第三者である認証機関が評価し、証明すること」 【修正案】差替え 「JGAP認証プログラムに定める認証基準に基づき、認証機関が農場・団体のプロセス(農業生産工程管理)とプロセスからアウトプットされる生産物の適合性評価を実施し、公式に実証したことを伝える第三者証明のこと。(JGAPはISO/IEC17065に基づく製品認証である)」 【理由】:2016年版の定義は国際標準に併せて規定されているので踏襲された方が適切です。ちなみにISO/IEC17000:2004では「5.5認証(certification):製品、プロセス、システム又は要員に関する第三者証明」となっています。	3(18)	ご意見を受け、定義を以下の通り変更します。 (18)認証 農場・団体の製品およびプロセスがJGAP認証プログラムに定める認証基準を満たしていることに関する第三者証明のこと。 (ISO/IEC17065:2012およびISO/IEC17000:2020参考)	○

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
14	指導員	3用語の定義	(26)認定 国際標準に合わせた用語の定義にすべき。	3(26)	ご意見を受け、定義を以下の通り変更します。 (26)認定 認証機関がISO/IEC17065および『JGAP総合規則』に基づき、JGAP認証業務を行う能力、公平性および一貫性のある運用を公式に実証したことを伝える第三者証明のこと。(ISO/IEC17000:2020参考)	○
15	認証機関 指導員 生産者	3用語の定義	(27)農場 ①農場の定義は簡潔になってよいが、同じ経営体であっても一つの農場とみなさない説明があった方がよい。 ②製品認証としてGAP認証の定義に整合する定義が適切だと思います。 ③農場を経営体とすると、企業経営体が運営する団体認証の農場サイトは経営体とは言えず矛盾する。	3(27)	①同じ経営体であっても9.3.1個別認証(2)統一された管理体制でない場合には、それぞれに個別認証の対象となります。3.(7)サイト参照。 ②③ご意見を受け、定義を以下の通り変更します。 (27)農場 認証の対象となる品目を生産し、その生産工程および生産物に関して責任を負う組織。	○
16	認証機関	3用語の定義	(33)圃場 圃場の定義は、どういう形で別の圃場として扱わなければいけないかを明確にしないといけないと思う。	-	『総合規則2017』の圃場の定義a)～e)は、圃場の定義ではなく、圃場を区分する際の要求事項であり定義ではないため『JGAP2022』では削除しました。別の圃場として扱わなければいけない例を10.2(9)※1において説明しています。	-
17	指導員	3用語の定義	レビューについての用語の定義を知りたい。	3(35)	ご意見を受け、以下の通り追加しました。 (35)レビュー 審査の適切性、妥当性または有効性を確定すること。	○
18	認証機関	4.2	協会は、・・・と記述しているところは、全て「CPOは、」とするべきではないか。以下、4.3、4.4、4.5、4.6、4.8項のすべての「協会」を置換。	-	1.1において一般財団法人日本GAP協会を「協会」ということを示しております。3.用語の定義(25)認証プログラムにおいて、協会はJGAPの認証プログラムオーナー(CPO)であることを示しているため、協会としています。	-
19	審査員 指導員	4.4	インテグリティプログラムの説明が明確ではありません。他のGFSI認証においてもインテグリティプログラムは明確に定義しています。「インテグリティプログラム実施手順」を後付けで決めるのではなく、総合規則に明確にすべきではないでしょうか。	4.4 6.5	ご意見を受け、基準文書を以下のとおり変更します。 4.4 インテグリティプログラム 協会は、認証の信頼性を確保するためにインテグリティプログラムを実施する。インテグリティプログラムは、少なくとも以下の活動を含み、必要に応じて認定機関および認証機関と協力し実施される。 (1)認定機関に対するインテグリティプログラム (a)定期的な会合の実施 (b)認定審査への同行 (2)認証機関に対するインテグリティプログラム (a)定期的な会合の実施 (b)審査結果に関する情報の収集と分析 (c)事務所監査の実施 (d)審査員の立会評価  6.5 インテグリティプログラムへの協力 認証機関は、協会が実施するインテグリティプログラム(本規則4.4)に協力しなければならない。	-
20	審査員	4.7 5.2 6.1(2) 6.4(3)	いたるところに、ISO17065及びIAF MD4に基づいて・・・と書かれていますが、ISO17065は理解できますが、IAF MD4に基づいては不要ではないでしょうか。(そもそも遠隔操作のところがポイントになるので)	4.7 5.2 6.1(2) 6.4(3)	ASIAGAPの改定を見据えてそのベースとなるGFSIベンチマーク要求事項に沿うことを意図していました。 ご意見を受け、以下のNo.21～25の通り基準文書を変更します。	○

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
21	指導員	4.7(1)	(1)認定された認証機関がISO/IEC17065及びIAF MD4に基づいて認証活動を行うことを確実にする。 【修正案】 認定された認証機関がJGAP総合規則及びISO/IEC17065及びIAF-MD4に基づいて認証活動を行うことを確実にする。 【理由】;総合規則にも認証機関への要求がある。またMD4は総合規則に引用されているので不要。(2.引用文書、及び10.4.5遠隔審査で引用されている「遠隔審査のガイドライン」の中で引用)	4.7(1)	ご意見を受け、以下のとおり変更します。 (1)契約した認定機関と定期的な連絡およびコミュニケーションを図り、認定された認証機関が本認証プログラムおよびISO/IEC17065および製品認証に適用されるIAF MD文書に基づいて認証活動を行うことを確実にする。	-
22	指導員	5.2(1)	(b)IAF MD4 → 削除 理由;(c)本規則 に含まれる	5.2(1)	ご意見を受け、以下のとおり変更します。 (b)製品認証に適用されるIAF MD文書	○
23	指導員	6.1(2)	(1)認定された認証機関がISO/IEC17065及びIAF MD4に基づいて認証活動を行うことを確実にする。 【修正案】 認定された認証機関がJGAP総合規則及びISO/IEC17065及びIAF-MD4に基づいて認証活動を行うことを確実にする。 【理由】;総合規則にも認証機関への要求がある。またMD4は総合規則に引用されているので不要。(2.引用文書、及び10.4.5遠隔審査で引用されている「遠隔審査のガイドライン」の中で引用)	6.1(2)	ご意見を受け、以下のとおり変更します。 本規則5.2(1)に基づく認証活動を行い、協会と契約を締結した認定機関による認定を取得し、維持する。	○
24	指導員	6.4(3)	(3)認定された認証機関がISO/IEC17065及びIAF MD4に基づいて認証活動を行うことを確実にする。… 【修正案】 認定された認証機関がJGAP総合規則及びISO/IEC17065及びIAF-MD4に基づいて認証活動を行うことを確実にする。… 【理由】;総合規則にも認証機関への要求がある。またMD4は総合規則に引用されているので不要。(2.引用文書、及び10.4.5遠隔審査で引用されている「遠隔審査のガイドライン」の中で引用)	6.4(3)	ご意見を受け、以下のとおり変更します。 認証機関は、認証プロセスに関係する要員に関連するISO/IEC17065のすべての要求事項を明確に文書化し、かつそれらを自らの要員に対して周知しなければならない。これには、審査員がISO/IEC17065の要求事項に記載されている能力を確実に満たすためのシステムおよび手順を含まなければならない。	○
25	指導員	6.4(3)	(3)…これには審査員がISO/IEC17065及びIAF MD4の要求事項に記載されている能力を確実に… 【修正案】 …これには審査員がISO/IEC17065及びIAF-MD4JGAP総合規則及びISO19011の要求事項に記載されている能力を確実に… 【理由】;総合規則に審査員の力量が記載されている。(MD4は総合規則に引用されているので不要。(2.引用文書、及び10.4.5遠隔審査で引用されている「遠隔審査のガイドライン」の中で引用))また、17065は具体的な力量基準は記載されておらず、むしろ総合規則で引用している19011の方が適切であると思います。	6.4(3)	No.24に同じ。	-
26	指導員	5.1(1)	5.1基本要件(1) IAF会員かつMLA署名の認定機関 【修正案】 IAF会員かつレベル3(ISO/IEC17065)でのMLA署名の認定機関 【理由】;どのレベルでIAFの相互承認が必要かを明確にした方がよいと思います。現在の状況ではレベル1(ISO17011)でありさえすれば製品認証の認定ができない認定機関でもOKということになってしまいます。	5.1(1)	5.2(1)においてISO/IEC17065を適合性評価の適用範囲としているため、IAFが示した製品認証におけるMLAレベル3であることが明確であることから記載しておりません。	-

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
27	認証機関	6 認証機関	「協会」という表現は、全て「CPO」に置換	6	3.用語の定義(24)認証プログラムにおいて、協会はJGAPの認証プログラムオーナー(CPO)であることを示しております。本規則では平易な表現として、協会としています。	-
28	認証機関	6.1 (1)	「協会の会員となり」を削除。…⇒本人証プログラムに基づく認証活動を行うため、CPOと契約をする。	6.1(1)	契約書には会員となる旨規定していないため、6.1(1)で規定しています。	-
29	指導員	6.1(4)	(a)と(b)は手順とプロセスのみの情報提供となっているが、運用した結果(審査報告書とか苦情対応結果とか)を含まないのでしょうか？これらが無いとインテグリティプログラムは機能しないと思います。	6.1(4)	ご意見を受け、基準文書を以下のとおり変更します。 6.1(4)(a)認証の手順および審査報告書等の認証活動に関する資料 なお、苦情対応結果は6.6(2)で求めております。	○
30	事務局	-	-	6.1(12)	認証機関登録料に関する規定が不足していたため、以下を追加しました。 6.1(12)認証機関登録料を協会に支払う。	○
31	認証機関	6.2	品質マネジメントシステムの項目を入れた理由を教えてください。本項目は新規であります。主要改訂点一覧で確認をする事ができません。	6.2	『総合規則2017』では13.2(3)a)において、品質システムを求めています。この記述を整理したのが『総合規則2022』6.2です。品質システムは、JGAPの認証活動を行うための仕組みを意図しています。 ご意見を受け、『総合規則2017』の一部を補足するため基準文書を以下の通り見直しました。  6.2品質システム 認証機関は、ISO/IEC17065および『JGAP総合規則』に基づいた有効な品質システムを運用しなければならない。品質システムは文書化され、認証機関の関連する要員によって活用されなければならない。認証機関内に品質システムの開発、実施、維持に責任を持つ職員を指名しなければならない。指名された職員は、経営層への報告およびマネジメントレビューに基づくシステム改善のための品質システムの実績に関する報告の責任を持たなければならない。	○
32	認証機関	6.4	6.4 職員の力量管理(事務方、テクニカルレビュー、判定者) 職員→当てはまらない可能性もある。事務方、テクニカルレビュー、判定者の力量管理。	6.4	ご意見を受け、以下のとおり変更します。 職員→要員	○
33	認証機関	6.4(5)	項目タイトルに職員の力量管理(事務方、テクニカルレビュー、判定者)と記述しているが、6.4本文中には、判定者の事は記載されていない。判定者の力量は、認証機関が決めれば良いということであれば構わないが、テクニカルレビューと判定者の力量は別であるとすると、認証機関によってバラツキが出る可能性がある。判定者については、10.8項に「認証決定者」という表現で役割について規定されているが、力量については、言及していない。	6.4(5)	判定者は認証の決定者を指します。認証の決定は、ISO/IEC17065の7.6に基づき行っていただきます。ご意見を受け、基準文書を以下の通り変更します。  6.4要員の力量管理 (5)認証機関は、審査に関わるすべての情報および結果をレビューするために、1名以上の審査結果のレビューをする者をおかななければならない。審査結果のレビューをする者の力量要件には、『JGAP総合規則』、『JGAP管理点と適合基準』、審査報告書およびチェックリスト(本規則10.5)に関する要求事項の理解が含まれていなければならない。	○
34	認証機関	6.4(8)	いつまでに報告するのか、報告していない審査員をJGAP審査に投入できないということを用意しているなら、明記する必要がある。 修正例:認証機関は、契約した審査員を契約後3ヶ月以内にCPOに報告しなければならない。また、原則として報告されていない審査員は、認証審査に参加できない。	-	審査員の報告をするという原則については総合規則に定め、具体的な報告期限については、『認証業務の細則』に規定します。	-

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
35	指導員	6.8	「認証機関は、以下について農場・団体と文書による合意をしなければならない」 【修正案】差替え 「認証機関は、以下について農場・団体と認証に関する法的拘束力のある契約を締結する。団体認証の場合、団体事務局が認証機関と契約しなければならない。」 【理由】: ASAIGAPと同様にとした方が明確でよいと思います。	-	ASIAGAP総合規則8.1(3)の法的拘束力のある契約は、GFSIベンチマーク要求事項パートII 5.27に対応しています。今回の改定では今後のASIAGAP改定も見据え、ベンチマーク要求事項との整合を確認し、法的拘束力には言及していないため、文書による合意としました。 ただし、ISO/IEC17065において法的に拘束力のある合意を求められる内容があるため、必要に応じて認証機関と農場・団体の間で法的に拘束力のある合意が結ばれることとなります。	-
36	事務局	-	-	6.9(4)	新規認証機関として、認証活動を軌道に乗せるための活動の上限を検討した結果、基準文書を以下の通り変更します。 (4)申請認証機関が正式に認定を取得するまでに付与できる認証数は、20件以下とする。	○
37	指導員 審査員	7.3	①2016年版では11項に審査員の要件が詳細に記載されていたが、今回は「JGAP審査員規約」に審査員の要件に振っています。審査員要件はスキームにとって非常に重要な要素であるので、これまでどおり総合規則に規定するのが適切だと思います。なお、「規約」はパブコメの対象ではありませんので提示する必要はないかもしれませんが、改訂された「JGAP審査員規約」内容的に変化があるのでしょうか？また、「規約」はこれまで登録された審査員の遵守事項を示す文書でしたので、登録前の審査員要件も規定するとなると文書の趣きが変わってきます。「規約」という文書名称で収めることに何か違和感があります。 ②審査員要件を、「JGAP審査員規約」を参照にしていますが、文書体系を考えると総合規則の方できちんと定義しておかなければならないのではないのでしょうか。(そもそもテクニカルレビューアーが「上級審査員と同等」と改訂あるのであれば、どのような要件であるかを定義しておくべきではないのでしょうか。)	-	審査員要件を『JGAP審査員登録の細則』に位置付けたのは、審査員要件の見直しを『総合規則』の改定を待たずに行う等、運用改善をしやすいするためです。 ご意見を受け、『審査員規約』を『JGAP審査員登録の細則』としました。内容については、これまで『総合規則』に規定されていた審査員要件を規定しています。	○
38	指導員	9.1	今回の管理点と適合基準には取組例・備考が削除されているが、ASAIGAPのように解説書を別冊で用意するのであれば、解説書の文書管理の取扱い手順はどうなるのでしょうか？	-	解説文書はウェブサイトで公開する予定です。 取組例・備考は、適合基準でないため必要に応じて、更新していきます。	○
39	指導員	9.2(1)	9.2(1)「農場・団体自身によって生産される生産物のみ認証の対象となる」 【修正】 9.2(1)「農場・団体自身によって生産される生産物のみ認証の対象となる」 【理由】: 生産は外部委託先に任せることもあるので、農場・団体自身が生産という表現は違和感があります。	9.2(1)	外部委託は農場・団体による管理のもとに作業を委託するものであるため、農場・団体自身によって生産されることを意図していました。ご意見を検討した結果、基準文書を以下の通り変更します。 9.2(1)農場・団体によって生産される生産物のみ認証の対象となる。	○
40	事務局	9.2(2)	-	9.2(2)	規定が不足していたため、以下の下線部を追加しました。 (2)認証の対象となる品目は、『JGF標準品目名リスト』に記載のある生産物である。 『JGF標準品目名リスト』にない品目は、申請により協会がこれを認める場合追加される。農場・団体は、生産している品目のうち、特定の品目に限定して認証の対象とすることができる。	-
41	指導員	9.2(3)	「なお、出荷は出荷先に生産物の引渡し完了するまで」とあるが、2016年版6.2(2)aでは「出荷(積込・輸送・引渡し)に関する作業は、農産物の買手に所有権が移行するまで、または管理責任が出荷先に移行するまでとする」と「引渡し完了」の条件が明記されていたが、なぜ削除されたのでしょうか？物理的な引渡しと販売上での引渡しがあると思いますので、2016年版のように明確に規定した方がよいと考えます。	-	管理責任という語はあいまいであったため、一般的な語を使用し出荷について説明をしました。出荷とは、売買が成立して生産物を引き渡しが完了するまで、または委託販売先に引き渡しが完了するまでと考えることができます。輸送を外部委託している場合、農場・団体の管理のもと輸送が行われているため、生産物が相手先に引き渡された時点が出荷となります。	-

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
42	指導員	9.2(4)	平行栽培について、2016年版では「同一品目について、認証農産物とそうでない農産物を同じ農場で同時に生産すること。」とありましたが、今回は「同時に」は削除されています。これは強化された要求になったということでしょうか？ 例えばこれまでは、理屈から言えば同じトマトでも作が異なれば非認証の時期があってもよいという理解でしたが、（このような農場は一般的ではありませんが、茶の場合に1番茶のみ認証農産物で2番茶以降は非認証農産物でよいか？という議論もあったかと思いますが）	9.2(4)	『総合規則2017』においても作期が異なる同じ品目を認証と非認証とすることは「並行生産」にあたるため認めていません。このため、ご指摘のような誤解を与えないように「同時に」を削除しました。	-
43	審査員	9.2表2	3用語の定義(8)作物と9.2表2認証の対象となる範囲の関連について。後者の表では青果物と穀物の(栽培・収穫工程)につき『食用の』という言葉が付記されています。誤解を招きかねない表現ですので『食用の』という言葉は削除されるべきではないでしょうか。	9.2表2	9.2表1で食用のとしたのは、最終的に食用になる作物を対象としたためです。ただし、一部食用ではない品目もあるため、「食用の」を削除し以下の通り変更します。  9.2表2 青果物(栽培・収穫工程):青果物(園芸作物および水生植物)の栽培から収穫、輸送または出荷するまで  穀物(栽培・収穫工程):穀類および豆類の栽培から収穫、輸送または出荷するまで	-
44	指導員 認証機関	9.2 表2	①表2に示す生産工程の切り分けが2016年版で「栽培工程」「収穫工程」と分かれていたのに対し、今回は「栽培・収穫工程」としてまとめられているが、栽培工程のみを対象とすることはないと変更されたのでしょうか？収穫前の作物の状態で販売する(いわゆる青田買い)は認証対象にはならないということでしょうか？もっともこれまでも「認証農産物」という表現であり「認証作物」という表現はなかったため、今回それを明確にしたということでしょうか？ ②「栽培工程」と「収穫工程」が「栽培・収穫工程」になったが、栽培のみの活動でも認証対象となるのか。	-	ご意見について、9.2(3)の「収穫・栽培工程」は、認証の範囲が栽培工程のみの場合も認証範囲に含まれます。 このため栽培のみの活動も認証対象となります。	-
45	審査員 指導員	9.3.1	①9.3.1(1)に個別農場の条件に「単一の経営体が運営している」とありますが、経営者は同じものの、税務上等の理由で法人が異なる場合には、どうなるのでしょうか。 ②9.3.1(1)に個別農場の条件に「単一の経営体が運営している」とあり、表3の個別認証の条件に経営体数=1とあります。茶の事例で税務上の対策で茶園管理の会社と製茶工場の会社を分けているが経営者は同じという事例がありました。2016年版の農場の定義に「一体的な管理体制をもつ経営体である。一体的な管理体制とは、同一の資本・経営の下で生産が行われていることをさす。」から実態とすると個別農場であると判断した(認証書には最終的な販売責任のある製茶工場の方の会社名としたと記憶)事例がありました。今回の「単一の経営体」も同様の解釈で個別認証の扱いでよいのでしょうか？	-	ご意見のケースは、経営体の実質一つとみなすことができるため、個別認証として扱うことができます。	-
46	認証機関	9.3.2	なお、団体認証は団体に対して与えられるものであり、構成するサイトが認証されたことを示すものではない。構成するサイトは、団体として認証されているので、単独で認証されていることを示すものではない、という方が適切と考える。 修正例:なお、団体認証は団体に対して与えられるものであり、構成するサイトが単独で認証されたことを示すものではない。	9.3.2	ご意見を受け、基準文書を以下のとおり変更します。 9.3.2団体認証 (前略) なお、団体認証は団体に対して与えられるものであり、構成するサイトが単独で認証されたことを示すものではない。	○
47	指導員	9.3.2(3)	団体認証の条件に「団体事務局が出荷を管理している」という規定は追加されたものと思われます。これまで団体認証講座の中では「団体を通じない出荷は認証農産物ではない」と説明し、これは必ず団体事務局が販売しなければいけないという意味ではなく、販売先や出荷数量を団体事務局が全て把握できている体制であると説明していた。今回の「出荷を管理している」とはその理解でよいのでしょうか？ そうであるなら説明を加えないと誤解を招くように思います。	-	ご意見の通り、これまでは団体認証講座の中だけで説明していたものを明文化しました。 「団体を通じた」という表現は曖昧であるため、「団体事務局が出荷を管理している」としました。これは、団体事務局が生産物に責任を持ち、団体事務局が販売先や出荷数量を管理する体制であることを意図しています。	-

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
48	審査員	9.3.2表3	認証の種類：個別認証では、サイトは1と記載されていますが、個別認証でも、複数サイトを持つ場合もあるのではないのでしょうか。例えば、遠隔の農場や農産物取扱施設等。	9.3.2表3	サイトを「統一された管理体制をもつ審査の単位」と定義しました。そのため、個別認証において、遠隔の圃場や農産物取扱い施設等が統一された管理体制のもと運営されていけば、一つの個別認証の範囲となります。遠隔の圃場や農産物取扱い施設が、異なる責任者により管理されている場合(別サイトの場合)は、サイト毎に個別認証を取得するか各サイトを構成サイトとする団体認証を取得することになります。	-
49	生産者	9.3.2表3	表3の経営体数の欄がわかりづらい。	9.3.2表3	ご意見を受け、表3の経営体数の欄を削除しました。	○
50	事務局	-	『総合規則2017』7.3(4)aおよびc)の記述が不足していた。	9.5.1(2)(3)	以下の規定が不足していたため、追加します。 9.5.1 (2)初回審査、維持審査、更新審査では、認証の有効期限内に認証対象となる1品目以上の農産物取扱い工程を必ず審査の対象とする。 (3)初回審査、維持審査、更新審査では、認証対象品目が複数ある場合は、これまでの審査で確認していない品目を優先して審査することを原則とする。	-
51	認証機関	9.5.1(3) 10.4.4(2)(f)	9.5.1(3)に記載の審査の間隔は3か月以内とするという記述と10.4.4(2)f)に団体事務局の審査実施日から1か月以内にすべてのサイト審査を終了する。と記述がありますがどちらが優先されるのでしょうか？	9.5.1(5) 10.4.4(2)(f)	9.5.1(5)は個別認証および団体認証の審査一般について規定しています。そのため審査を連続した日程で実施することを基本とし、やむを得ず分割する場合の間隔として3か月以内としています。10.4.4(2)(f)は団体認証審査における規定となり、分割審査を実施しない場合の審査期間の上限を定めています。	-
52	審査員	9.5.2 9.5.3 9.5.4	従来の総合規則では各審査での「品目が存在」という単語を使用していましたが今回の改訂では「1品目以上を確認」に変更されています、その意図の解説が必要かと思われます。	-	『総合規則2017』の「存在中」とは注記において、農場内の圃場もしくは施設で、栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程のいずれかが確認できる状態のことです。このことを明示するため、『総合規則2022』では、本文に「1品目以上を確認」と規定しました。	-
53	指導員	9.5.2 9.5.3 9.5.4	①主要改正点一覧に初回、維持、更新の審査の位置づけを見直したとあるが、初回と更新は現場(圃場・施設)を必須としているのに対して、維持審査は現場(圃場・施設)を必須としていないように読めます。この点が見直しなのでしょうか？維持審査ではリスク評価により重要な工程と思われるも机上での記録の確認のみでもよいということでしょうか？そうであればせっかくその現場をみるために維持審査の可能な期間を長く取っている意味が薄れると思います。尚、これまでの農産物取扱い工程をはじめ重要と思われる工程を確認するという表現からリスク評価によりとした点はよいと思います。 ②維持審査の要件について、食品安全が一番重要な工程ではないか。食品安全をしっかり見ないといけないと思うが、この規定では何でもありになる。取扱い工程が重要と言うのが普通だと思うので、緩めないほうが良いと思う。	9.5.2 9.5.3 9.5.4	9.5.3維持審査の「リスク評価に応じて判断」には、食品安全のリスクも含むことを想定しています。維持審査は現場(圃場・施設)を必須とする要求に変更は無いことから一部記述の見直しが必要と判断し、以下の変更をいたします。 9.5.2初回審査 (2)認証機関は、認証品目のうち1品目以上を圃場もしくは施設において確認することを原則とする。 9.5.3維持審査 (2)認証機関は1品目以上を圃場もしくは施設で確認しなければならない。その選択はリスク評価に応じて判断しなければならない。 9.5.4更新審査 (2)認証機関は、認証品目のうち1品目以上を圃場もしくは施設において確認することを原則とする。	-
54	認証機関	9.5.3(2)	9.5.2(2)初回審査、9.5.4(3)更新審査では「1品目以上～中略～栽培・収穫・農産物取扱い工程のいずれか」になっているのに対し、9.5.3(2)では、「1品目以上～中略～栽培・収穫・農産物取扱い工程等」になっていますが、表記を変えた意図があるのでしょうか？	-	9.5.3(2)は、仕上茶工程や精米工程も考えられるため、「等」としていましたが、No.53のご意見も含め検討した結果、以下に変更しました。 9.5.3維持審査 (2)認証機関は、認証品目のうち1品目以上を圃場もしくは施設で確認しなければならない。品目および審査時期の選択はリスク評価に応じて判断しなければならない。	-



No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
55	認証機関	9.5.5(1) (b)	(a)(b)は、追加審査では無いと思います。(d)(e)とは明らかに違うので、一緒にしない方がいいと思いました。	-	9.5.5(1)(a)(b)は『総合規則2017』8.3(6)a)b)再度是正内容を再度現地で確認する場合にあたります。確認とは何か曖昧であったため、『総合規則2022』では、追加審査と位置づけ、「以下の場合には、認証機関は追加審査を行うことができる。」とし、必要に応じて追加の審査を実施することができる規定としました。	-
56	指導員	9.5.6(1)	(b)は、認証農場・団体に問題があるケースと審査員に問題があるケースがあると思う。	9.5.6(1)	ご意見を受け、基準文書を以下の通り変更しました。 9.5.6臨時審査 (1) (b)認証に関連するコンプライアンスの問題が存在する証拠または疑いがあるとき	○
57	認証機関	9.6.1	仕上げ茶、精米の工程は農産物取り扱い工程に含めるのか。	-	仕上茶工程と精米工程は農産物取り扱い工程には含まれません(9.2表2 参照)。 仕上茶工程および精米工程は、9.6.1(2)(b)の要因に該当します。	-
58	生産者	9.6.1	個別認証の審査工数(時間) ・青果物・穀物の複合審査の場合の工数(時間)が不明確 北海道型畑作(ばれいしょ、てんさい/青果物、小麦、豆類/穀物)の場合、認証基準が青果物、穀物にわたり、一連の畑作の輪作体系でも、審査時間、認証費用が二つの認証基準分かかります。 工数は認証機関の責任で算出するものですが、9.6.1(3)を考慮した場合、青果物、穀物の複合審査でサイトが一つで、北海道農業の家族経営的的平均的規模の場合、6+3の最低9時間からという理解でよいでしょうか。 認証機関によって複合審査の工数に差があると、認証農場を増やす上での阻害要因というか、農場からの信頼に関係するのではと思ったので質問します。 また、今回、農場用CPCCの共通項目がより明確化されたので、総合規則で複合審査の場合の工数を明らかにすることは難しいでしょうか。(農場の規模、品目数によるので、そこは認証機関マターでしょうか)	-	9.3.1では標準審査工数を示しています。 青果物と穀物の複合認証の場合においては、9.6.1(1)に示した、標準審査工数と(2)に示した要因および必要に応じた要因を総合的に勘案し、認証機関が審査工数を算出することになります。青果物・穀物の複合審査の場合は9.6.1(3)により標準審査工数から審査工数を削除する場合、削減率は最大50%までなので工数は最低6時間からとなります。	-
59	認証機関 審査員 指導員	9.6.1	①9.6.1個別認証(2)(a) 審査工数の増減要因として「審査の種類」が明記された。このことにより、維持審査、更新審査において何等か削減できると想像できるが、最大50%の中で維持審査、更新審査において認証機関によりばらつきが出る可能性がある。従来、初回、維持、更新審査工数に差異をつけていなかったが、この基準により、変化が生まれることになる。ただし、初回、維持、更新審査において、すべての基準について検証結果を残すのであれば、審査種類による増減要因は必要ないとする。 ②個別認証について、2017年版までは範囲で設定されていますが、なぜ平均値で書いているのでしょうか。逆にこれに縛られてしまうような気がします。また、茶が7時間と削減されたように見えます。 ③(お茶)お茶工場を含め7時間は短く8時間が妥当と考えます。	9.6.1(2)	2021年9~10月に認証農場および審査員に対して審査時間についてのアンケートを実施しました。アンケート結果をふまえて技術委員会が審議した結果、『総合規則2017』の幅のある審査時間設定から、『総合規則2022』では栽培・収穫工程および農産物取扱い工程を審査する場合の標準審査工数を設定いたしました。 標準審査工数はあくまで標準であるため、初回、維持、更新等による被審査側(農場・団体)の基準の理解度や品目数、工程数、その他の要因(9.6.1(2))を勘案して標準審査工数から増減して実際の審査工数を設定いただくことを想定しています。 ご意見を受け、以下の変更をいたします。  9.6.1個別認証 (2)認証機関は、審査工数について少なくとも以下を含む要因を総合的に勘案し、標準審査工数から増減を決定しなければならない。	○

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
60	認証機関	9.6.2.1	①9.6.1と比較し、団体認証には、審査種類による審査工数の増減要因が明記されていないため、審査種類毎には、基本工数は変わらないと判断できるが、個別認証との違いの差があることについて理解が難しいのではないかと。団体認証において審査種別によって工数増減要因としないのであれば、上記個別認証も同様に増減要因とする必要はない。 ②審査する団体事務局の条件に基づきとあるが、『事務局の条件』を具体的に記載いただきたい。 ③標準審査工数6時間とあるが、許容範囲は協会として定めているのか教えて欲しい。 ④審査工数がJGAP2017より少なくなる意味がわからない。減ずるは出てくるが、増加するということが読めない。標準審査時間を減らす意図がわからない。	9.6.2.1	審査工数については、No.59の通りです。 ご意見を受け、以下の変更をいたします。 9.6.2.1 団体事務局 (2) 認証機関は、審査工数について少なくとも以下を含む要因を総合的に勘案し、標準審査工数から増減を決定しなければならない。 (a) 審査の種類 (b) 団体の規模 (c) 団体事務局と構成サイトの役割分担の度合い	○
61	認証機関	9.6.2.2	審査工数がJGAP2017より少なくなる意味がわからない。減ずるは出てくるが、増加するということが読めない。標準審査時間を減らす意図がわからない。	9.6.2.2	審査工数については、No.59の通りです。 ご意見を受け、基準文書を以下のとおり変更します。 9.6.2.2 団体を構成するひとつのサイト (2) 認証機関は、審査工数について少なくとも以下を含む要因を総合的に勘案し、標準審査工数から増減を決定しなければならない。 (a) 審査の種類 (b) 団体事務局と構成サイトの役割分担の度合い	○
62	理事会	-	-	9.7	『農場用 管理点と適合基準』の「重要」の数が減っている中で、農場の現状に即した管理をするため、認証が付与される際の適合率について、重要85%に変更しました。	○
63	認証機関	10.2(4)	指導者の氏名を申込書に記載する事は理解できるのですが、誰が指導した農場かという事は、審査を実施するにあたり必要な情報となりますでしょうか。指導員に自身が指導をした農場を報告していただければよいのではないかと考えます。	-	指導員は指導した農場を審査できない等の規則があるため、確認のために指導員氏名の記載を求めています。	-
64	認証機関	10.2(7)	団体の代表者の住所は申請書へ必要か？2017では要求されている。	-	『総合規則2022』では団体代表者の住所を審査申込書に記載することを求めています。	-
65	認証機関	10.2(9)	用語の定義の中で、作物を栽培する工場の栽培棚等、作物を栽培・管理する最小単位と記載があります。当該項番として圃場の面積と記載されておりますが、棚1段の面積を圃場の情報として申込書に記載していただく必要があるのか教えて欲しい。 植物工場やきこ栽培の場合、これを圃場の情報として記載する事は実態として農場への負荷が増えるのではないのでしょうか。	3(33)	ご意見について、棚1段の面積を申込書に記載いただく必要はありません。 ご意見を受け、圃場の定義を以下の通り変更します。 3(33) 圃場 作物を栽培する土地、作物を栽培するハウスおよび作物を栽培する工場における、作物を栽培・管理する最小単位をいう。	-
66	認証機関	10.2(13)	障害者の有無、労働者の住込、住居(寮等)の有無は不要か。『総合規則2017』では要求されている。	-	審査における必要性や書類の簡素化の観点から『総合規則2022』では求めています。	-
67	認証機関	10.2(15)	ASIAGAPに合わせ、自己点検を内部監査と統一されないのか。	-	ASIAGAPの表現につきましてはGFSIの要求等を加味して「内部監査」としてありますがJGAPでは過去から慣れている用語である「自己点検」を『総合規則』、『JGAP農場用管理点と適合基準』において使用しています。	-

No.	提案者	項番 (パブコム版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
68	指導員	10.4.3(3) 10.4.4(2) g	外部委託先の審査について、『総合規則2017』では「農産物の安全に重大な影響を及ぼすと考えられる生産工程を外部委託しており、外部委託先がJGAP又は日本GAP協会が別途認める第三者認証を取得していない場合には、原則として審査員は外部委託先に出向いて審査を実施しなければならない」と規定されていたが、今回はJGAP又はASAIGAPの認証に限定された。この理由は何でしょうか？更にリスクに基づき審査するという考え方は変更ないと思われるが、2016年版で食品安全に限定されていたリスクの対象が今回は削除されているため、その他の側面(労働安全、環境保全等)も対象とするということなののでしょうか？CPCの外部委託先の管理にも関係するが、外部委託先については商品に直接影響を及ぼす食品安全のみに限定すべきと考えます。他社の労働安全は他社の責任の範疇であると考えます。	10.4.3(3) 10.4.4(2) (g)	今回の改定で『農場用 管理点と適合基準』5.1および5.2において外部委託する作業については、「JGAPが求める食品安全・労働安全に関する農場が定めたルール」に合意し適合状況を点検し記録することを求めました。外部委託する作業の労働安全は、『農場用 管理点と適合基準』において対応すべき内容について農場がルールを定め外部委託先と合意することを意図しています。  ご意見を受け、以下の変更をいたします。 10.4.3(3) 外部委託先がJGAP認証、ASIAGAP 認証または日本GAP協会が認める第三者認証を受けていない場合、認証機関はリスクに基づき外部委託の作業（記録類を含む）を審査しなければならない。 10.4.4(2)(g) 外部委託先がJGAP認証、ASIAGAP 認証または日本GAP協会が認める第三者認証を受けていない場合、認証機関はリスクに基づき外部委託の作業（記録類を含む）を審査する。	-
69	認証機関	10.4.4	団体事務局への農場情報は『総合規則2017』では最初の農場の7日前に通知が可能と記載されていたが、本総合規則には定めがないが、今後は不要なのか。	-	『総合規則2022』ではサンプリングの結果、審査対象になった構成サイトへの通知の期日は定めていません。	-
70	認証機関	10.4.4(C)	(農場に付属しない)「取り扱い施設はすべて審査しなければならない」について、『総合規則2017』において、農産物取り扱い施設が複数あり一元的な管理の場合には平方根以上の訪問場所をサンプリングして審査するとあったため、団体認証の集荷場を平方根でサンプリングしている例があります。これも全部現地審査が必要になってしまうのでしょうか。	10.4.4(2) (c)	ご意見を受け、基準を以下の通り変更します。  (c)上記(b)に含まれない農産物取扱い工程を担うサイトは原則すべて審査する。ただし、農産物取扱い工程を担うサイトの作業工程や活動が類似している場合には、類似した農産物取扱い工程を担うサイトの総数の平方根を切り上げた整数以上のサンプル数を選定することもできる。	-
71	指導員	10.7	審査結果のレビューはテクニカルレビューが実施することを追加する必要がある。	10.7	ご意見を受け、6.4(5)テクニカルレビューを「審査結果のレビューをする者」と変更しました。10.7は、「10.審査および認証の流れ」の中で審査結果のレビューをしなければならないこと、審査プロセスに従事しなかった者が実施することを規定しています。	○
72	認証機関	10.8(1)	3ヶ月以内に判定できない場合も稀にありますので、「原則」を追記いただき、【”原則”審査終了後から3ヶ月以内】等に変更していただきたいです。(担当者の入院、再正が複数回発生する等) また、審査終了後とは追加審査、(現地の是正確認)が発生した場合、そこから3ヶ月以内と考えていいのでしょうか？	10.8(1)	ご意見を受け、基準を次の通り変更します。  10.8(1)認証機関は、認証の決定を原則審査終了後から3か月以内に行わなければならない。	-
73	認証機関	10.13.2(g) 10.13.3	①現在、一時停止からの復帰(維持審査受審期限を超え、有効期限までの間で受審)は初回扱いとしていますが、それが明記されていません。一時停止期間中で有効期限までの受審は初回扱いになる事に変更がないのであれば、総合規則に明確に記載をお願いします。 ②10.13.2(g)※にて、有効期限内(維持審査)であれば一時停止とし、一時停止から復活できるとありますが、維持審査は18か月の受審期間があるので、ASIAGAP同様、受審可能期間を過ぎたら「認証返上」としてもいいのではないのでしょうか？ もし、一時停止から復活できるとするのであれば、復活できる条件を明確にしてください。更新審査として1回受ければいいのか？維持更新の同時審査(削減50%)が可能なのか？維持審査と更新審査を2回受けるのか？	10.13.2(1) (f)	ご意見を受け、基準を以下の通り変更します。  10.13.2(1) (e)削除 (f)(略) ※維持審査受審期限を過ぎた場合は認証の返上、有効期限を過ぎた場合は認証の終了となる。農場・団体が認証の継続を希望する場合、初回認証審査を受けなければならない。	○

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応	畜産版の反映
74	事務局	11.1	-	11.1	ロゴマーク運用の変更を検討しているため、以下の通り変更します。 11.1 JGAPロゴマーク JGAPロゴマークの商標権は、協会に帰属する。	-
75	指導員	12.2	2016年版では12項に審査員の要件が詳細に記載されていたが、今回は「JGAP指導員規約」に指導員の要件に振っています。指導員要件はスキームにとって非常に重要な要素であるので、これまでどおり総合規則に規定するのが適切だと思います。なお、「規約」はパブコメの対象ではありませんので提示する必要がないかもしれませんが、改訂された「JGAP指導員規約」内容的に変化があるのでしょうか？ また、「規約」はこれまで登録された指導員の遵守事項を示す文書でしたので、登録前の指導員要件も規定するとなると文書の趣きが変わってきます。「規約」という文書名称で収めることに何か違和感があります。	12.2	指導員要件を『指導員の細則』に位置付けたのは、指導員要件の見直しを『総合規則』の改定を待たずに行う等、運用改善をしやすいするためです。指導員要件に変更はありません。ご意見を受け、『指導員規約』を『JGAP指導員の細則』として位置付けました。	○
76	生産者	13.1	JGAP研修機関の承認について 「研修期間承認の細則」はHPIにありませんでした。非公開なんですか？確認です。	-	ご意見について、『研修機関承認の細則』は非公開となっており、承認を希望する研修機関に提供しています。	-
77	指導員	14.2(1)	IAF会員かつMLA署名の認定機関 【修正案】 IAF会員かつレベル3(ISO/IEC17065)でのMLA署名の認定機関 【理由】:どのレベルでIAFの相互承認が必要かを明確にした方がよいと思います。現在の状況ではレベル1(ISO17011)でありさえすれば製品認証の認定ができない認定機関でもOKということになってしまいます。	-	5.2(1)においてISO/IEC17065を適合性評価の適用範囲としているため、IAFが示した製品認証におけるMLAレベル3であることが明確であることから記載していません。	-
78	事務局	14	差分文書の承認までの流れが不明確である。	14.2	ご意見を受け、「JGAPと他の認証プログラムとの差分に関する文書」の承認の流れが規定されていなかったため、14.2および14.3を整理しました。	-
79	理事会	15	15章の削除を提案	-	理事会の意向により、「15 JGAPと他のGAPとの同等性認証」は削除しました。	-
80	認証機関	16	同時認証を受ける場合の詳細についての記載はしなくてもよいのか。別文書にルールの記載があるなら、その文書名を記載するなど。	15	同時認証の規定は別の文書にて詳細を通知する予定です。	-
81	認証機関	-	JGAP総合規則(2017)の13.2(3)fに記載のある技術責任者が、総合規則(2022年版)には記載がありませんが、技術責任者の扱いはどのようになるのでしょうか。	-	『総合規則2017』では複数の業務の責任について、特定の技術責任者に責任を求めています。『総合規則2022』では、要員の教育・訓練は6.4(6)に、審査員の手配については、10.4.2に規定しました。技術的な窓口も業務によって担当が異なると考え、これらは、6.2品質システムにおいて、認証機関内で責任権限を付与され実施されることを意図しています。	-